

くまもとの木育団体育成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、くまもとの木育団体育成事業を実施するに当たり、その適正な執行を期するため、必要な事務処理について定めるものとする。

なお、事業については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 県産木材※1を利用した地域の特色を活かした木育※2の活動に取り組む団体育成を推進し、県民、特に次世代を担う子供達が、木の文化や森林・地球環境、木材の良さ及び地域材利用の意義や森林の公益的機能への理解が県内に広がっていくことを目的とする。

※1 県産木材とは、県内で生産された素材（スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹及びシイ、ケヤキ、サクラ等の広葉樹）を県内の製材所等が加工した木材製品とする。なお、県内で生産された素材を県外で集成材等に加工したものについては、県内で使用する場合に限り、県産木材とみなす。

※2 木育とは、子供をはじめとするすべての人が、木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶことをいう。

(事業内容等)

第3条 補助対象となる事業実施主体、事業内容等は、別表1～3のとおりとする。

(事業の実施等)

第4条 事業実施計画承認申請、交付申請、請求、実績報告等の事務手続きについては、育成段階（初期）にあつては年度ごとに指定する期日までに所管する広域本部長（ただし、阿蘇及び球磨地域振興局管内にあつては所管の地域振興局長、県央広域本部管内にあつては上益城地域振興局長とする。以下、「広域本部長等」という。）を経由し、知事に提出するものとする。

2 育成段階（中期）にあつては、前項で記載する提出先は県庁林業振興課とする。

(事業実施計画承認申請及び変更計画承認申請)

第5条 要項3条の事業実施計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

2 要項3条の事業実施計画書の添付書類は次のとおりとする。

ア 申請者概要調書（別記第2号様式）

イ 誓約書（別記第3号様式）

ウ 約款（定款、規約等）及び役員名簿

エ 木育インストラクターの認定証の写し等

なお、木育インストラクターとは、熊本県が認定する木育のインストラクター及び熊本大学が養成する木育推進員のことをいう。

3 要項第5条に規定する事業変更計画書は別記第1号様式を準用するものとする。

(事業実施計画の承認及び内示)

第6条 知事は、事業実施計画を承認する場合は、別記第4号様式により事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、要項第5条に規定する事業計画変更承認申請があった場合において、承認する場合は、別記4号様式を準用し、事業実施主体に通知するものとする。

(補助金交付申請、変更申請)

第7条 要項第6条第2項第1号に規定する事業計画書は別記第1号様式によるものとする。

2 要項第8条第2項に規定する事業変更計画書は別記第1号様式によるものとする。

(補助金交付決定前着手)

第8条 事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、補助金交付申請後において、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に着手する必要がある場合は、補助金交付決定前着手承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(事業の完了)

第9条 事業実施主体は、事業を完了した場合は、別記第6号様式により知事に届け出なければならない。

2 前項の完了届に添付する書類は次のとおりとする。

ア 事業の実施を確認できる書類及び写真

イ 契約書等金額を確認できる書類

(補助金の概算払請求)

第10条 事業実施主体は、要項第15条第2項の規定により補助金の交付を概算払により受けようとするときは、概算払請求書を知事に提出するものとする。

(確認検査)

第11条 知事は、第9条の完了届の提出があった場合、事業実施及び完了の適否について確認検査を行う。

2 事業実施主体から提出を受けた広域本部長等は、前項の規定に基づき、速やかに確認検査を実施するものとする。

(実績報告)

第12条 要項第13条第2項第1号に規定する事業実績書は、別記第7号様式によるものとする。

2 広域本部長等は、実績報告を進達する際に確認検査調書(別記第8号様式)の写しを添付す

るものとする。

(雑則)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 22 日から施行する。

別表 1

事業区分	事業実施主体	補助対象活動	補助率	採択要件
育成段階 (初期)	木育インストラクターが所属する木育の取組を行う団体等で以下の全てを満たす者 (1) 熊本県内に事務所等を有し、熊本県内で活動していること (2) 事業を遂行できる組織体制を有していること (3) 事業実施年度の4月1日現在で1年以上の活動実績があること (4) 定款や規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものであること (5) 暴力団または暴力団員若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)の統制下にないこと (6) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと (7) 特定の公職者(その候補者を含む)又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的としていないこと なお、令和7年度以降、育成段階(初期)について、補助実施団体の申請は、最長3年度を限度とする。ただし、育成段階(中期)に移行して事業を申請する場合は、この限りではない。	地域における県産木材を使用した木育活動・取組又は団体や木育インストラクターが行う情報交換やスキルアップを目的とした研修会等、活動活性化の取組に対して補助を行う。	1事業実施主体につき、上限500千円(定額)	次の条件を全て満たすものとする。 (1) 原則として、国又は県から他の補助金等を受けない事業であること (2) 事業の主要な部分を他に委託しないこと(ただし、専門性が必要な場合などの合理的な理由がある場合はこの限りではない) (3) 事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられていること (4) 特定の個人、団体、企業等のためのものでない事業であること (5) 事業実施に伴い、事業のPRや情報提供について協力すること (6) 事業を事業年度内(当該年度の3月20日まで)に完了すること

別表 2

事業区分	事業実施主体	補助対象活動	補助率	採択要件
育成段階 (中期)	木育インストラクターが所属する木育の取組を行う団体等で別表 1 の育成段階（初期）における事業実施主体（１）～（７）及び次の（１）（２）の全てを満たす者 （１）過去３年間に於いて、育成段階（初期）の補助事業の実施又は木育に関する県委託事業の受託の実績を有すること または、くまもとの木とふれあう木育推進事業で、過去３年間に於いて、地域型の補助事業の実施の実績を有すること （２）木育インストラクターが２人以上所属している団体等であること なお、令和７年度以降、育成段階（中期）について、補助実施団体の申請は、最長３年度を限度とする。	県内全域における県産木材を使用した木育活動・取組に対して補助を行う	１ 事業実施主体につき、 上限 2, 0 0 0 千円（定額）	別表 1 の育成段階（初期）における採択要件（１）～（６）及び次の（１）（２）の全てを満たすものとする。 （１）県広域本部単位の 4 地域のうち、2 地域以上において木育活動・取組を実施すること （２）（１）で実施する各地域の木育活動・取組において、各回概ね 100 人以上に、県産木材を活用したもののづくり体験を提供すること ※災害等により、特定の地域、人数での開催ができない場合は、規則第 7 条及び要項 8 条に基づく交付申請書を提出し県の承認を受けること。

別表 3

補助対象経費

本事業は、地域における県産木材を使用した木育活動・取組に対して支援を行うもので、使用する県産木材や県産木材を使用した木製品の経費、その他事業の実施に必要な次の経費を補助事業の対象とする。

区分	内容	備考
報償費	①外部の指導者、講師、林家等の謝金 ②活動実施に必要な作業従事者に対する日当等の金銭的給付	・①については県基準（1時間当たり5千円以下を基本とする）を参考にし、社会通念上過度な金額にならないよう注意すること。 ・②については1人1日当たり2千円を上限とする。
旅費	活動実施に係る交通費	
需用費	県産木材などの材料費、ものづくり体験、木工教室等の製作キット代、木製遊具、燃料費、資材・工具購入費等とする。	・チェーンソー、机、椅子等リース・レンタルが可能なものは購入不可とする。 ・単価3万円以上の工具等備品については補助対象外とする。
役務費	通信費（参加者への案内通知用切手、ハガキ等）、運搬費等の経費	
保険料	活動を行うための傷害保険料	
委託料	木製品製作、資材加工、資料作成、広告出稿料等のほか、木育普及のための資料作成、宣伝等における委託経費	
使用料及び賃借料	会議室、バス、事業用機械器具等の借料及び機械等借りに要する経費	
諸費	事務で使用する筆記具、用紙、インク、コピーや写真代等の消耗品費等	

※補助対象事業に入場料、参加料、売上金等がある場合は、別途協議するものとする。

※上表以外の経費については、別途協議すること。

別記第1号様式【第5条関係】

令和 年度くまもとの木育団体育成事業（変更）計画書

1 事業内容

団 体 名	
事業内容（タイトル）	
育成段階（初期）、同（中期）の別	
事業の地域、場所等	
事業の目的	
事業の内容	（実施する具体的内容、アピールポイント、参加予定人数などを記入。）
事業において県産木材を活用する品目	品目： （樹種： ）
事業の実施体制	（実施する内容と、担当する関係者の役割等を記載した実施体系図を簡潔に記載する。） 事業における活動予定人数 名
実施スケジュール	（事業で予定している主なスケジュールについて記載する。） 事業完了予定日 令和 年 月 日

※欄が不足する場合は、別紙にて追加提出してください。

2 事業費

（単位：円）

区分	内容	事業費	事業費区分別消費税額	積算内容
	費用合計			←費用合計のうち消費税額
	補助希望額			
	自己負担額			

消費税等の課税方式	一般課税 ・ 簡易課税 ・ 免除	←いずれかに○をしてください。
消費税等の課税方式が「一般課税」の場合の事業費に占める消費税額		円

- ・ 消費税「一般課税」納税義務者は、事業費合計から消費税を除いた金額が補助金額の上限となります。
- ・ 消費税「一般課税」納税義務者の場合は、消費税額は自己負担額に計上してください。

※区分は、実施要領別表の補助対象経費区分を記載すること。

別記第2号様式【第5条関係】

申請者概要調書

名 称	フリガナ ()
所在地	〒 フリガナ ()
代表者職氏名	フリガナ ()
設立年月日	
担当者氏名 及び連絡先	○担当者氏名 ○所 属 ○住 所 〒 ○電 話 ○FAX ○電子メール ○HP等
構成員数 (会員数)	○構成員(会員数) 名 うち有資格者等 木育インストラクター(木育推進員) 名 () 名
消費税等の課税方式	一般課税 簡易課税 免税 (該当するものに○)
活動目的及び内容	
これまでの活動実績 (事業計画に関連した 取組実績について 記載してください)	○申請者の活動実績

※構成員数欄：木育インストラクター（木育推進員）については、熊本県及び熊本大学の養成講座を受講し認定された者を表し、認定証の写し等を添付すること。

※その他、関連のある資格等があれば記入すること。

年 月 日

熊本県知事 様

所在地
(応募者) 名 称
代表者氏名

誓 約 書

このことについて、 年度くまもとの木育団体育成事業実施要領に示された事業実施主体であることを誓約します。

- (1) 熊本県内に事務所等を有し、熊本県内で活動していること。
- (2) 補助対象事業を遂行できる組織体制を有していること。
- (3) 過去1年以上の活動実績があること。
- (4) 定款や規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められる者であること。
- (5) 暴力団または暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (7) 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的としていないこと。

別記第4号様式【第6条関係】

第 号
令和 年 月 日

(事業実施主体の長) 様

熊本県知事 印

令和 年度くまもとの木育団体育成事業の実施(変更)計画の承認
について(通知)

令和 年 月 日付け 第 号で提出のあったこのことについては、承認します。

なお、下記のとおり補助金額を(変更)内示しますので、補助金(変更)交付申請書を令和 年 月 日までに提出してください。

記

補助金(変更)内示額 円

第 号
令和 年 月 日

熊本県知事 様

(事業実施主体の長)

令和 年度くまもとの木育団体育成の補助金交付決定前着手承認申請書

このことについて、令和 年度事業計画に基づき、着手の条件を了承のうえ、下記のとおり交付決定前に実施したいので、くまもとの木育団体育成事業実施要領第8条の規定に基づき、申請します。

記

1 着手の理由

2 着手の計画

事業の内容	事業費（円）	着手予定年月日 完了予定年月日	備考

3 着手の条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、その損失は事業実施主体において負担すること。
- (2) 補助金交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。

別記第6号様式【第9条関係】

第 号
令和 年 月 日

熊本県知事 様

（事業実施主体の長）

令和 年度くまもとの木育団体育成事業完了届
令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、事業が完了したので、木育団体育成事業実施要領第9条の規定に基づき報告します。

記

事業の内容	事業費（円）	事業完了年月日	備 考

【添付資料】

- ア 事業の実施を確認できる書類及び写真
- イ 契約書等金額を確認できる書類

別記第7号様式【第12条関係】

令和 年度くまもとの木育団体育成事業実績書

1 事業内容

団 体 名	
事業内容（タイトル）	
育成段階（初期）、同（中期）の別	
事業の地域、場所等	
事業の目的	
事業の内容（取組結果）	（実施した事業の具体的内容、参加人数、成果、今後の課題などを記入。）
事業において県産木材を活用する品目	品目： （樹種： ）
事業の実施体制	（実施した内容と、担当した関係者の役割等を記載した実施体系図を簡潔に記載する。）
実施スケジュール	（事業で実施した主なスケジュールについて記載する。）

※事業の実施状況が確認できる資料（チラシなど）及び写真等を添付すること。

2 事業費

（単位：円）

区分	内容	事業費	事業費区分別消費税額	積算内容
	費用合計			←費用合計のうち消費税額
	補助額			
	自己負担額			

消費税等の課税方式	一般課税 ・ 簡易課税 ・ 免除	←いずれかに○をしてください。
消費税等の課税方式が「一般課税」の場合の事業費に占める消費税額		
		円

- ・ 消費税「一般課税」納税義務者は、事業費合計から消費税を除いた金額が補助金額の上限となります。
- ・ 消費税「一般課税」納税義務者の場合は、消費税額は自己負担額に計上してください。

※区分は、実施要領別表の補助対象経費区分を記載すること。

別記第8号様式【第12条関係】

確 認 検 査 調 書

事 業 名																							
補 助 事 業 者																							
補助金交付申請年月日	令和 年 (年) 月 日																						
補助金交付決定年月日	令和 年 (年) 月 日																						
事 業 完 了 年 月 日	令和 年 (年) 月 日																						
完 了 検 査 年 月 日	令和 年 (年) 月 日																						
検 査 立 会 人																							
1 事業内容 (1) 事業費 円 (2) 補助金 円 (3) 負担金 円																							
2 事業費内訳 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>支 出 区 分</th> <th>執行額 (円)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td>計</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			支 出 区 分	執行額 (円)	備 考																計		
支 出 区 分	執行額 (円)	備 考																					
計																							
3 検査所見 事業の実施及び経費の支出状況について関係帳簿、書類を検査したところ、適正に実施していると認められる。 令和 年 (年) 月 日 検査員職氏名 印																							

参考 くまもとの木育団体育成事業 育成段階（初期）書類提出先一覧

事業実施 主体の 所在地	提出先		
	宛先	郵便番号 住所	電話番号 メールアドレス
熊本市 宇土市 宇城市 下益城郡 上益城郡	熊本県県央広域 本部 上益城地域振興局 林務課	861-3206 上益城郡御船町 辺田見 396-1	096-282-0142 kaminourinmu25@pref.kumamoto.lg.jp
荒尾市 玉名市 山鹿市 菊池市 合志市 玉名郡 菊池郡	熊本県県北広域 本部 林務課	861-1331 菊池市隈府 1272-10	0968-25-1039 hokunourinmu25@pref.kumamoto.lg.jp
阿蘇市 阿蘇郡	熊本県県北広域 本部 阿蘇地域振興局 林務課	869-2612 阿蘇市一の宮町 宮地 2402	0967-22-2312 anourinmu25@pref.kumamoto.lg.jp
八代市 水俣市 八代郡 葦北郡	熊本県県南広域 本部 林務課	866-8555 八代市西片町 1660	0965-33-3592 nannourinmu25@pref.kumamoto.lg.jp
人吉市 球磨郡	熊本県県南広域 本部 球磨地域振興局 林務課	868-8503 人吉市 西間下町 86-1	0966-24-4115 kunourinmu25@pref.kumamoto.lg.jp
天草市 上天草市 天草郡	熊本県天草広域 本部 林務課	863-0013 天草市 今釜新町 3530	0969-22-4316 amanourinmu25@pref.kumamoto.lg.jp